



高齢者とその周りの方に気をつけて ほしい消費者トラブル最新10選

- ①屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ②保険員で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ③“インターネットや電話、電力、ガスの契約切替”
- ④“スマホ”のトラブル
- ⑤健康食品や化粧品、医療品などの“定期購入”
- ⑥パソコンの“サポート詐欺”
- ⑦“架空請求”、“偽メール・偽SMS”
- ⑧在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ⑨“不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ⑩便利でも注意“インターネット通販”



トラブルに遭わないために

- 高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の人の見守りが重要です。
不審な電話や訪問を受けたときの対処方法や、どこに相談するかなどを周囲の人と話し合っておきましょう。
- 家の固定電話には、通話録音装置や迷惑電話対策機能付きの電話機を使いましょう。また、家に多額の現金を置かないようにしましょう。
- もしトラブルに遭ってしまったら、すぐに市民生活相談センターにご相談ください。

不用品回収サービスのトラブル

【相談事例】

- 引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスで、安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な請求をされた。
- トラック詰め放題プランを依頼したが、当日に荷物の囲いの高さまでしか載せられないと言われ、断るとキャンセル料を請求された。

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「三島市からの委託」が必要ですが、産業廃棄物処理業の許可のみの事業者等、一般廃棄物の無許可業者とのトラブルが目立ちます。

不用品を廃棄するときのポイント

- ・ 三島市のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
- ・ 追加料金の有無を確認する
- ・ 作業内容、料金を明確に出してもらう
- ・ キャンセル料を確認する

※依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であると

わかった場合は、作業を断りましょう。



【トラブルに遭わないためのポイント】

- ① 不用品の場合は、三島市清掃センターに余裕を持って依頼しましょう。
- ② 三島市清掃センター以外に不用品の処分を依頼する場合は、一般廃棄物処理業者に依頼しましょう。
- ③ 事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。

男性も増加！脱毛エステのトラブル

全国の消費者センター等には脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代をみると、10～20歳代の割合が高く、性別では女性が多いものの2020年度からは男性からの相談も増加しています。

【事例1】

広告に掲載されていた施術を希望したが、高額なプランを勧められた

【事例2】

無料体験後に強引に契約を迫られて契約してしまった



消費者庁イラスト

トラブル防止のポイント

「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない

低価格の広告を見て、店舗に出向いたところ高額なコースを勧誘されたというケースが目立ちます。気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

強引に契約を迫られてもきっぱりと断る

「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見受けられます。金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断る。

契約は慎重に検討する

分割払い（個別クレジット）の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。また、長期間にわたる契約では脱毛機器が肌に合っていなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。

クーリング・オフできる場合があります

特定商取引法特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約であれば、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて **8日以内**であれば書面又はメール等によりクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。

●少しでも不安に思ったら早めに

市民生活相談センターにご相談ください！

自転車の事故の賠償に備えるには

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、その裏にはさまざまな危険が潜んでいます。自分で怪我をするだけでなく、歩行者など他人に怪我をさせてしまった、物を壊してしまった等、自転車だから大丈夫とっていませんか？

自転車には、自動車に義務付けられている自賠責保障（自動車損害賠償責任保険）のような制度がありません。被害者が重い後遺障害を負い、加害者に1億円近い賠償が命じられた裁判例もあり、自ら保険（個人賠償責任保険、自転車保険など）に加入して備える必要があります。

個人賠償責任保険の概要

もし、自転車運転中の事故で他人に損害を与えたら、加害者は法律上の損害賠償責任を負います。自転車運転中の事故に備えて加入しておきたいのが、**個人賠償責任保険**です。



他人を死傷させたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負うことになったとき、損害賠償額や弁護士費用等をカバーできます。自転車運転中に限らず、日常生活上で起きた事故にも対応でき、家族の誰かが加入していれば、家族全員が保証されることがあります。なお、自動車保険や火災保険、共済などに特約で付帯するのが一般的なので、意識せずに入っていることもあります。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

